平成２９年（フ）第１１４６号
愛知県岩倉市八剱町池田62番地２　フェリースアイチ303号
債務者　古賀　誠次
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒山　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６０号
北海道旭川市永山４条16丁目４番11号
債務者　藤田　　清
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２９号
愛知県豊川市大崎町野中57番地　ディアコート大崎Ａ棟103号
債務者　衞藤久仁人
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　幹彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５９号
長野県佐久市岩村田397番地７　ボームハウス102号室
債務者　髙瀬　善章
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　優香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４１８号
埼玉県狭山市大字北入曽314番地　ハイマートミヤノＢ－202、破産申立時の住所埼玉県狭山市狭山11番27号　上中原ハウスＤ－203
債務者　雨宮　　梢（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０９２号
名古屋市港区野跡１丁目３番33号　南稲永荘北棟907号、従前の住所名古屋市中村区賑町17番地の２　メゾン・ド・オープ703号
債務者　川田　清治
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永尾光史朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２３号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島302棟102号
債務者　山口　　弘
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三澤　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
愛知県豊橋市弥生町字東豊和86番地１（Ｃ）
債務者　花井　慶子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１５９号
釧路市新富町３番４号
債務者　樹下　昌史
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０７号
函館市川原町１番23―207号
債務者　西村　美奈（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２１０号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目11番20号、住民票上の住所北海道北斗市七重浜４丁目32番27号
債務者　谷藤　　巧
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
静岡県掛川市中5528番地の１
債務者　鈴木　睦子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
三重県伊勢市大世古４丁目２番30号　近畿マンション102号室、前住所三重県度会郡玉城町世古298番地３　ファミール21　103号
債務者　三橋　洋美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
静岡県田方郡函南町塚本439番地の１
債務者　勝又　真美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字下里980番地５　パークサイドマンション101
債務者　三浦　秀士
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第４２６号
埼玉県鶴ヶ島市新町４丁目６番地10　シュライン南宮202号、前住所埼玉県熊谷市拾六間846番地２
債務者　秋谷　智洋
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部